

(適用範囲)

- 第1条 当ホテルが宿泊客及び宿泊予定客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款の定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが宿泊客及び宿泊予定客との間で法令及び慣習に反しない範囲の特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他 当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定により料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊予定客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

- (4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し常識的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔し、又はその者の言動が著しく異常であって、他の宿泊客に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (8) 宿泊しようとする者の身体又は衣服が著しく不潔で他の宿泊客に不快の感を抱かせると認められるとき。

(宿泊客及び宿泊予定客の契約解除権)

- 第6条 宿泊客及び宿泊予定客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは宿泊客及び宿泊予定客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(ただし第4条第1項により宿泊契約が成立したときに、当ホテルが宿泊予定客に宿泊契約を解除したときの違約金申し受けについて告知したときに限ります。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当ホテルは宿泊予定客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊予定客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

- 第7条 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (2) 宿泊しようとする者が伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し常識的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が泥酔し、又はその者の言動が著しく異常であって、他の宿泊客に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者の身体又は衣服が著しく不潔で他の宿泊客に不快の感を抱かせると認められるとき。
 - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号
 - (3) 出発日
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は15:00から出発の10:00までとします。

2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料の30%
 - (2) 超過6時間までは、室料の50%
 - (3) 超過6時間以上は、室料の100%

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントキャッシャーにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第12条 当ホテルは宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第13条 当ホテルは、宿泊予定客との間で契約した客室が提供できないときは、宿泊予定客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。

2. 宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。

サンシャイン徳島 アネックス 利用規則

ホテルの公共性とお客様の安全を維持するため、当ホテルをご利用のお客様には、宿泊約款第10条にもとづく下記の規則をお守りいただくようお願い申し上げます。

記

1. ベッドの中など、火災の発生しやすい場所では喫煙はなさないで下さい。
2. ホテル内で暖房用、炊事用等の火器及びアイロン等のご使用にならないで下さい。
3. ホテル内に下記のようなものをお持ち込みにならないで下さい。
 - (イ) 動物などペット類一般。
 - (ロ) 著しく悪臭を発するもの。
 - (ハ) 著しく多数量な物品。
 - (ニ) 発火又は引火しやすい火薬類、油類又は危険性のある物品。
 - (ホ) 所持を許可されていない鉄砲・刀剣類。
4. バスローブ、スリッパなどで廊下等客室外の施設をご使用にならないで下さい。
5. 外来のお客様とのご面談は2Fロビーにてお願い致します。
6. ホテル内で他のお客様にご迷惑を及ぼすような高歌、放歌、喧騒な行為等はなさないで下さい。
7. ホテル内で、とばく、または風紀を乱すような行為はなさないで下さい。
8. 未成年者が保護を必要とする状況にあると認められるときは、宿泊をおことわりすることがあります。
9. ホテル内では、みだりに広告物の配布、掲示または物品の販売等をなさないで下さい。
10. ホテル外からの飲食物のご注文はなさないで下さい。
11. ホテル内の諸設備、諸物品を、ホテルに相談なく、本来の目的以外の用途にご使用になることは、なさないで下さい。
12. ホテル内の諸設備、諸物品を、ホテルに相談なく他の場所へ移動させること等、現状を変更するようなことはなさないで下さい。

上記の諸事項については、ホテルの責任者の制止、勧告にも拘らず、それぞれの事項をお守りいただけない場合は、宿泊の継続をおことわりすることがあります。
13. ご予定宿泊日数を変更なさる場合は予めフロント係員にご連絡下さい。宿泊期間の切れる当日にご延長をご希望の場合は、期間内のお勘定を申し受けします。
14. お勘定がお預り金を超過しますと追加金を申し受けすることがあります。
15. 貴重品はフロント会計の金庫にお預け下さい。
16. 当ホテルにおけるお忘れ物に付きましては1ヵ月間はお預かり致しますが、期間を過ぎますと処分させていただきますのでご了承下さい。
17. 不可抗力以外の事由により、建造物、備品、その他の物品を損傷、紛失、或いは汚染された場合には、相当額を弁償していただくことがあります。



サンシャイン徳島 アネックス